

平成 20 年 12 月 11 日

香港で高病原性鳥インフルエンザが発生

病性鑑定課

平成 20 年 12 月 9 日、香港の肉用鶏農場(60,000 羽飼養)で高病原性鳥インフルエンザ(H5 亜型)が発生しました。現在、同国では分離ウイルスの詳細な検索を続けるとともに、防疫措置として、発生農場の全飼養鶏と発生農場から 3km 以内の全飼養鶏(80,000 羽)の殺処分、12 月 9 日から 21 日間にわたる発生市への鶏の移動禁止と生鳥市場の閉鎖を行っています。

中国南部で本病の流行が続いており、今回、香港でも発生したことから、同地域から我が国への本病の侵入が危惧されます。鶏の飼養者は飼養規模に関わらず、下記の本病侵入防止策の再点検と徹底をお願いします。

記

1 養鶏場における侵入防止策

1) 人・車輛等による侵入防止

外来者を制限し、農場出入り時に車輛を消毒する。

鶏舎毎に踏み込み消毒槽を置き、鶏舎内では鶏舎専用の衣服を着用する。

2) 野鳥・野生動物による侵入防止

鶏舎を網目が 2cm 角以下の防鳥ネットで被う。

鶏舎と外界との間隙を塞ぎ、ネズミの侵入を防ぐ。

鶏舎周辺等に消石灰を定期的に散布する。

3) 飲用水・飼料の汚染による侵入防止

新鮮な水道水を使用し、沢水等、他の水を使用する際は塩素消毒を施す。

飼料タンク周囲や飼料倉庫内にこぼれ餌がないよう、清潔に保つ。

4) 鶏舎内外の整理・整頓・清掃

鶏舎内外の整理と清掃、鶏舎周辺の草刈りや立ち木の伐採などにより、野鳥やネズミの繁殖場所をなくす。

2 香港における過去の本病発生状況

1997 年および 2001 年に本病(H5N1 亜型ウイルス)が流行し、前者では 150 万羽の鶏が殺処分され、6 人が本病に感染して死亡しています。後者では生鳥市場の 30 万羽と 95 万羽の農場飼養鶏が殺処分されています。